

ひとり親家庭の みなさまへ



ひとり親家庭向けの給付金のほか、親子交流イベントや体験講座、中・高校生向けの学習支援教室の案内など、最新情報を随時 LINE で配信しています。右コードから配信カテゴリの「ひとり親家庭等への支援情報」を選んでご登録ください。



船橋市

一人で悩まず、ご相談ください



相談員が、あなたに寄り添い丁寧に対応します。個人の秘密は守られます。安心してご相談ください。

名称	内容	担当部署・連絡先	相談員・場所・時間（祝休日は除きます）
ひとり親家庭 相談	生活一般 について	こども家庭支援課 ☎ 047-436-2320	母子・父子自立支援員による相談 本庁：（月）～（金） 9：00～17：00 母子・父子福祉センター：要予約 毎（水） 9：00～16：00
ひとり親家庭 就労相談	ひとり親家庭の 就労について		船橋駅前総合窓口センター：要予約 第2（土） 13：00～17：00 第4（水） 17：30～20：00
養育費等 弁護士相談	養育費や離婚等 により発生する 法律問題について		利用する場合は事前に母子・父子自立支援員へご 相談ください。 船橋駅前総合窓口センター：要予約 第2（土） 13：30～16：30 第4（水） 18：00～20：00 第4（日） 13：30～16：30
生活困窮者 自立支援制度	生活に困ってい る方の相談全般	「保健と福祉の総合 相談窓口 さーくる」 ☎ 047-495-7111	相談員による相談 市役所別館1階 （月）～（金） 9：00～17：00 船橋駅前総合窓口センター：要予約 第3（土） 9：00～15：00 第5（水） 18：00～20：00
女性相談	DVを含む 女性が抱える 相談全般	こども家庭支援課 ☎ 047-431-8745	女性相談支援員による相談 面談（要予約）又は電話相談 （月）～（金）、第2（土） 9：00～16：00 ※第2（土）は面談のみ
女性の 生き方相談 ・ 男性の 生き方相談	女性・男性が 抱える様々な 悩みについて	男女共同 参画センター （フェイスビル5階） ☎ 047-423-0757	○女性の生き方相談：要予約 面談又は電話相談 毎週（水） 16：00～20：30 毎週（金） 10：00～16：00 祝休日、年末年始除く ○男性の生き方相談：予約不要 電話相談 毎週（月） 18：45～20：45 （受付 20：15 まで） 祝休日の場合、翌（火）。年末年始除く 相談専用：047-423-0199
女性のための 法律相談	女性が抱える 法律に関する 相談		要予約、面談 第1（木）、第3（月）、第4（水） 祝休日の場合、翌平日。年末年始除く ※時間はお問合せください。

養育費を受け取れていますか



名称	内容	担当部署・連絡先	場所・時間 (祝日は除きます)
養育費等 弁護士相談	1 ページをご覧ください。	こども家庭支援課 ☎ 047-436-2320	1 ページをご覧ください。
養育費・親子 (面会) 交流 セミナー	同居親向けの養育費・親子交流セミナーや別居親向けの事業を実施		船橋市の LINE やホームページなどでお知らせします。
養育費確保に 係る同行支援	養育費確保のための公証役場・家庭裁判所等への同行		利用する場合は事前に母子・父子自立支援員へご相談ください。
養育費確保に 関する補助等	養育費確保等に関する以下の費用への一部補助 ・公正証書等作成費 ・養育費保証料 ・裁判外紛争解決手続 (ADR) の手数料 ・親子交流支援機関利用料		本庁：(月)～(金)9:00～17:00 母子・父子福祉センター：要予約 毎(水) 9:00～16:00 船橋駅前総合窓口センター：要予約 第2(土) 13:00～17:00 第4(水) 17:30～20:00

知っておきたい生活のための経済的支援



手続きや内容、個別の要件等をもっと知りたいと感じたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先は 6 ページの一覧をご覧ください。

☎：所得の制限があります ☑：申請が必要です

手当	児童扶養手当 【子育て給付課☎・☑】	児童が 18 歳到達後最初の 3 月 31 日（一定程度以上の障害がある場合は 20 歳未満）まで、母子・父子家庭の方などに手当が支給されます。ただし、手当額を上回る公的年金を受給している方には支給されない場合があります。
	遺児手当 【子育て給付課☎・☑】	父、母または両親と死別した中学校修了前までの児童を養育している方に支給されます。
	児童手当 【子育て給付課☎・☑】	中学校修了前までの児童を養育している方に支給されます。 ※令和 6 年 10 月以降は、高校生年代の児童までに拡充され、所得の制限がなくなります。
	特別児童扶養手当 【障害福祉課☎・☑】	知的・身体・精神障害などが一定程度以上で、20 歳未満の児童を養育している方に支給されます。
給付金	自立支援教育訓練給付金 【こども家庭支援課☑】	母子・父子家庭の方が職業能力開発のための教育訓練（雇用保険制度等の指定講座）を受講した場合、受講料の一部を支給します。
	高等職業訓練促進給付金 【こども家庭支援課☎・☑】	母子・父子家庭の方が看護師などの資格を取得するため養成機関で修業をする場合、一定期間、給付金を支給します。
医療費の助成	ひとり親家庭等医療費助成 【子育て給付課☎・☑】	ひとり親家庭の方などが医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成します。 ※児童が 18 歳到達後最初の 3 月 31 日（一定程度以上の障害がある場合は 20 歳未満）まで対象。
	子ども医療費助成制度 【子育て給付課☑】	高校修了前（18 歳到達後最初の 3 月 31 日）までの子どもが医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成します。
	小児慢性特定疾病の医療費支給 【保健所保健総務課☑】	慢性で治療が長期にわたるために、保護者の医療負担が高額になる特定疾病について医療費の一部を支給します（新規申請は 18 歳未満）。

知っておきたい生活のための経済的支援



教育費の助成	小学校及び中学校入学援助金 【子育て給付課 ^所 ・ ^申 】	児童扶養手当受給世帯、市町村民税所得割非課税世帯等を対象に支給します。
	児童入学及び就職祝金 【子育て給付課 ^申 】	小・中・高校等に入学する児童、中学卒業後就職をする児童を養育する母子、父子家庭等を対象に支給します。
	就学援助制度 【学務課・保健体育課 ^所 ・ ^申 】	経済的な理由で学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、学用品などの費用の一部を支給します。
	高等学校等就学支援金(授業料支援) 【在学している各学校 ^所 ・ ^申 】	所得等要件を満たす世帯を対象に、授業料に充てるため、就学支援金を支給します。
	高校生等奨学給付金 【在学している各学校 ^所 ・ ^申 】	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯又は生活保護(生業扶助)を受けている世帯を対象に、授業料以外の教育費について奨学給付金を支給します。
	授業料減免・入学金軽減 【在学している各学校 ^所 ・ ^申 】	県内私立高校に在学する生徒の保護者であって、所得等要件を満たす場合、授業料・入学金を補助します。
	高等教育の修学支援新制度 【在学又は進学先の各学校 ^所 ・ ^申 】	所得等要件を満たす世帯の方で一定の要件を満たす大学、専門学校等に修学する場合、入学金、授業料等の減免、給付型奨学金の支給が受けられます。
教育費の貸付	奨学金貸付制度 【学務課 ^所 ・ ^申 】	高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程に限る)、専修学校(高等課程および専門課程に限る)または大学(短大を含む)に進学予定で、経済的理由により進学することが困難な方に入学準備金貸付、また、在学中の方に修学金貸付を行っています。
	千葉県奨学資金貸付金 【千葉県教育庁財務課または在学している各学校 ^所 ・ ^申 】	高等学校等に在学中で経済的な理由により修学が困難な方に対して、奨学金の貸付け(無利子)を行っています。
	日本学生支援機構 【在学している各学校 ^申 】	大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)に在学する学生・生徒を対象に貸付けを行っています。
	日本政策金融公庫 【教育ローンコールセンター】	教育一般貸付制度があります。
貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付 【こども家庭支援課 ^申 】	母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的な自立や児童の就学のための資金貸付を行っています。
	高等職業訓練促進資金貸付 【千葉県社会福祉協議会 ^所 ・ ^申 】	高等職業訓練促進給付金の受給者に、入学準備金・就職準備金の貸付けを、また、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けた方に、住宅支援資金の貸付を行っています。
	生活福祉資金貸付 【船橋市社会福祉協議会 ^所 ・ ^申 】	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の方を対象に、生活の安定を図るための資金貸付を行っています。

母子父子寡婦福祉資金の貸付例(令和6年4月1日時点の情報です)

資金の種類	対象	貸付金額の限度※			
		学校種別	自宅通学	自宅外通学	
就学支度資金	児童が就学、修業するために必要な入学金、被服購入費等	大学・専修学校(専門課程)	国公立	410,000円	420,000円
			私立	580,000円	590,000円
修学資金	児童が大学、大学院、専修学校等に就学するために必要な授業料、通学費等	大学	国公立	月額 71,000円	月額 108,500円
			私立	月額 108,500円	月額 146,000円
		専修学校(専門課程)	国公立	月額 67,500円	月額 78,000円
			私立	月額 89,000円	月額 126,500円

※所得額によっては、限度額が上記の金額を下回ることがあります。

就職・転職・資格取得を応援します



仕事や資格取得について悩んでいること、知りたいこと等に相談員が対応し問題解決のお手伝いをします。問い合わせ先は6ページの一覧をご覧ください。

相談・講習	就労相談 【こども家庭支援課】	就労担当の母子・父子自立支援員が個別に面談を行い、生活状況や課題を把握したうえで、求職・転職活動をきめ細かくサポートします。就職後のアフターフォローも行っています。
	就労自立促進事業 【こども家庭支援課・ハローワーク船橋④】	児童扶養手当を受給している方を対象に、ハローワーク船橋と連携した就労支援を行っています。
	パソコン技能習得講習 【こども家庭支援課④】	ひとり親家庭の父または母及び20歳未満の児童並びに寡婦、離婚前で支援が必要な方を対象にパソコン技能習得講習及び各種セミナーを行っています。
	就職準備・離転職セミナー 【こども家庭支援課④】	
	ライフプランセミナー 【こども家庭支援課④】	
資格取得	高等学校等卒業程度認定試験合格支援事業 【こども家庭支援課④】	ひとり親家庭の父または母及び20歳未満の児童が高等学校等卒業程度認定試験の合格を目指し、対策講座を受講する場合に、受講料の一部を支給します。
	自立支援教育訓練給付金 【こども家庭支援課④】	母子・父子家庭の方が職業能力開発のための教育訓練（雇用保険制度等の指定講座）を受講した場合、受講料の一部を支給します。
	高等職業訓練促進給付金 【こども家庭支援課④・⑤】	母子・父子家庭の方が看護師などの資格を取得するため養成機関で修業をする場合、一定期間、給付金を支給します。
	資格取得講習 【こども家庭支援課④】	就労に有利な資格（医療事務等）を短期間で取得するための講習会を行っています。
求職活動支援	ハローワーク船橋（第2庁舎） 【船橋スクエア21ビル7F】	求職情報の提供や職業相談、職業紹介を行っています。児童扶養手当受給者で希望される方には、担当の就職支援ナビゲーターがきめ細かく活動を支援します。
	ハローワーク船橋マザーズコーナー 【船橋スクエア21ビル4F】	キッズスペースを設置するなど、子ども連れで来所しやすい環境が整備されています。

資格取得のための給付金を受給された方の声

【自立支援教育訓練給付金】

スクール代金が高いため、援助が受けられてありがたかった。
(過去受給者の声)

【高等職業訓練促進給付金】

実習や学習、課題に追われてアルバイトをする余裕もなかったため、給付金のおかげで生活の不安なく、学業に専念できた。(過去受給者の声)

さまざまな支援があります



生活の安定と向上のためにさまざまな支援や制度があります。個別の要件等についてはお問い合わせください。問い合わせ先は6ページの一覧をご覧ください。

こどもの学習支援	学習支援事業（中学生対象） 【こども家庭支援課④・⑤】	児童扶養手当等の支給を受けている世帯の中学生を対象に、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図るための学習支援および居場所づくりを実施しています。
	学習支援・キャリア支援 （高校生対象） 【こども家庭支援課④・⑤】	児童扶養手当等の支給を受けているひとり親家庭の高校生を対象に学習支援やキャリア形成につながるセミナーを実施しています。

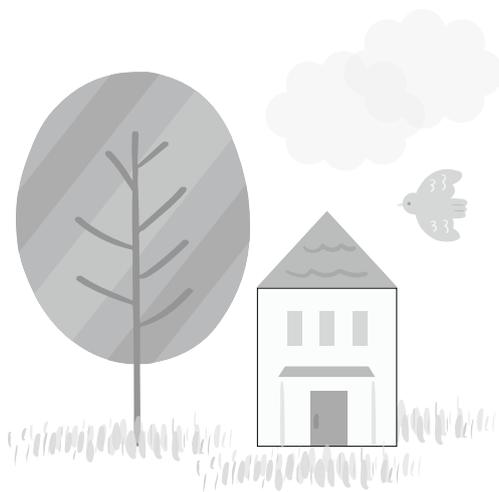
さまざまな支援があります



住まい・生活の支援	ホームヘルパーの派遣 【こども家庭支援課④】	疾病等のため一時的に日常生活に支障のある母子・父子家庭及び寡婦に対し、ホームヘルパーの派遣を行います。
	ファミリー・サポート・センター事業 【地域子育て支援課④】	保育園等への送迎や放課後の預かり等を協力会員がお手伝いします。ひとり親家庭の方は利用料の減免があります。
	子育て短期支援事業 【地域子育て支援課④】	仕事等で一時的に養育が困難なときに、日帰りまたは宿泊で児童を預かります。ひとり親家庭かつ非課税世帯の方は利用料の減免があります。
	家賃債務保証支援事業 【住宅政策課④・⑤】	住み替えにあたって家賃債務保証会社と家賃債務保証契約を締結する場合に、初回保証料の一部を助成します。
	住宅セーフティネット家賃低廉化事業 【住宅政策課④・⑤】	セーフティネット住宅として登録した賃貸住宅に入居する場合に、家賃の一部を助成します。
	市営住宅の確保 【船橋市営住宅管理センター④・⑤】	市営住宅には、住宅で困っているひとり親のみが申込みできる住戸があります。
	母子生活支援施設 【こども家庭支援課④】	特に困難な課題を抱えた母子を保護し自立を促進するための入所施設です。
	生活保護 【生活支援課④】	様々な事情で生活にお困りの方へ、状況に応じて最低限の生活を保障し、自立のための支援を行います。
料金などの減免	住居確保給付金 【「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」④・⑤】	離職またはやむを得ない休業等により収入を得る機会が減少し、住むところを失った方または失うおそれのある方に対する支援として、就職に向けた活動を行うことを条件に、原則3か月間家賃相当額（上限額あり）を支給します。
	国民年金保険料の免除・納付猶予 【国保年金課④・⑤】	国民年金保険料の納付が困難な方は、免除（全額、一部）または納付猶予になる制度があります。
	JR 通勤定期券購入時の割引 【証明書発行：子育て給付課④】	児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が JR 通勤定期券を購入する場合、3 割引きで購入できます。
	駐輪場料金の免除 【都市整備課④】	配偶者のない方で義務教育終了前の子どもを扶養している方及びその方に扶養されている義務教育終了前の子どもに対し、市営駐輪場の料金を免除します（機械式駐輪場は除きます）。
	水道料金の減免 【泉水お客様センター④】	児童扶養手当の支給を受けている世帯を対象に、水道料金を減免する制度があります（適用されない区域もあります）。
料金などの減免	少額貯蓄非課税 【各金融機関】	遺族基礎年金、児童扶養手当等の受給者で要件を満たす場合は、預貯金などの利子が一定の範囲で非課税になります。
	税制上の措置 【税務署又は市民税課】	ひとり親の方は申告により所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合があります（寡婦控除、ひとり親控除）。
	成人歯科健康診査、各種がん検診費用の免除 【地域保健課・健康づくり課】	児童扶養手当を受給している方については、市が行う成人歯科健康診査、各種がん検診の費用を免除します。
年金制度	遺族年金 【年金事務所④・⑤】	一家の働き手の方や年金を受け取っている方等が亡くなられたとき、ご遺族に支給されます。亡くなられた方の年金の納付状況・遺族年金を受け取る方の年齢・優先順位等の条件があります。
	寡婦年金 【年金事務所④・⑤】	国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間が10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなられたとき、夫に生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまで支給されます。
	死亡一時金 【年金事務所④】	国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間が36月以上ある方が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなられたとき、生計を同一にしていたご遺族に支給されます。

こども家庭支援課	本庁舎 3F (船橋市湊町 2-10-25)	047-436-2320
母子・父子福祉センター (相談・各種支援事業の実施)	社会福祉会館内 2F (船橋市薬円台 5-31-1)	047-466-1278
子育て給付課	本庁舎 3F	047-436-3316 (ひとり親家庭助成係) 047-436-2316 (児童助成係)
地域子育て支援課	本庁舎 3F	047-436-2319
学務課	本庁舎 7F	047-436-2852
保健体育課	本庁舎 7F	047-436-2418
船橋市営住宅管理センター	本庁舎 6F	047-436-2040
都市整備課	本庁舎 4F	047-436-2293
住宅政策課	本庁舎 6F	047-436-2712
障害福祉課	本庁舎 2F	047-436-2340
市民税課	本庁舎 2F	047-436-2214
国保年金課	本庁舎 1F	047-436-2282
生活支援課	市役所分庁舎 (船橋市湊町 2-1-4)	047-436-2360
保健所保健総務課 (小児慢性特定疾病医療費支給)	船橋市保健福祉センター (船橋市北本町 1-16-55)	047-409-2891
地域保健課 (成人歯科健康診査)	船橋市保健福祉センター	047-409-3274
健康づくり課 (各種がん検診)	船橋市保健福祉センター	047-409-3404
「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」	市役所別館 1F (船橋市湊町 2-8-11)	047-495-7111
千葉県教育庁財務課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-4027
船橋市社会福祉協議会	船橋市福祉ビル 3F (船橋市本町 2-7-8)	047-431-5877 (貸付)
千葉県社会福祉協議会	千葉県社会福祉センター内 (千葉市中央区千葉港 4-5)	043-244-2945 (貸付)
ハローワーク船橋 (第2庁舎)	船橋スクエア 21 ビル 4F・7F (船橋市本町 2-1-1)	047-420-8609
ハローワーク船橋 マザーズコーナー	船橋スクエア 21 ビル 4F (船橋市本町 2-1-1)	047-420-8609
船橋税務署	船橋市東船橋 5-7-7	047-422-6511
船橋年金事務所	船橋市市場 4-16-1	047-424-8811
県水お客様センター		0570-001245
日本政策金融公庫		0570-008656 (教育ローンコールセンター)

※掲載している情報は、令和6年7月1日時点のものとなります。状況により、制度内容や問い合わせ先が変更する場合がございますので、ご了承ください。



船橋市 健康福祉局 こども家庭部
こども家庭支援課 子育て給付課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
TEL: 047-436-2320(こども家庭支援課)
047-436-3316(子育て給付課)
メール: ko-ka-shien@city.funabashi.lg.jp (こども家庭支援課)
ko-kyufu@city.funabashi.lg.jp (子育て給付課)
令和6年7月発行